

3 香美監査第9号
令和3年7月28日

香美市長 法光院 晶一 様

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

令和2年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和2年度香美市工業用水道事業会計の決算審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

- 1 基準に準拠している旨
監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して審査を行った。
- 2 審査の種類
決算審査（地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定による審査)
- 3 審査の対象
令和2年度香美市工業用水道事業会計決算報告書
- 4 審査の着眼点
審査に付された決算書類が関係法令に準じて作成され、工業用水道事業の経営成績及び財政状態を適正に示しているかどうかを検証した。

5 審査の実施内容

決算審査にあたっては、審査に付された決算書類が関係法令に準じて作成され、工業用水道事業の経営成績及び財政状態を適正に示しているかどうかを検証するために、関係職員に説明を求めるとともに審査を実施した。

6 審査の実施場所及び日程

香美市役所 監査委員事務局 ・ 令和3年7月20日、21日

7 審査の結果

審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状態を適正に示しているものと認められる。

8 むすび

平成19年度以降、給水事業者はなく給水収益が得られず、施設の老朽化も進む状況であったため、令和3年3月31日をもって工業用水道事業は廃止となった。